

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 3 月31日
【会社名】	PRONI 株式会社
【英訳名】	PRONI Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 柴田 大介
【本店の所在の場所】	東京都品川区東五反田三丁目20番14号住友不動産高輪パークタワー12F
【電話番号】	03-5475-5350
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画部部长 小林 亮
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東五反田三丁目20番14号住友不動産高輪パークタワー12F
【電話番号】	03-5475-5350
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画部部长 小林 亮
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2026年3月30日開催の当社第14期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年3月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金の額の減少の件

当社の現在の事業規模を踏まえ、今後の財務内容の健全性の維持と資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。

資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額のうち90,000,000円を減少いたします。なお、当社が発行している新株予約権が、資本金の額の減少の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額90,000,000円の全額をその他資本剰余金へ振り替えることといたします。

(3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026年5月15日

第2号議案 定款一部変更の件

(1)株主総会の活性化・効率化・円滑化につながることから、バーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、また、(2)機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、定款の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役4名選任の件

栗山規夫、柴田大介、中村哲朗および橘浩二を取締役に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第 1 号議案	24,594	92	-	（注）1	可決 99.63
第 2 号議案	24,582	104	-	（注）1	可決 99.58
第 3 号議案					
栗山 規夫	22,889	1,797	-	（注）2	可決 92.72
柴田 大介	22,889	1,797	-	（注）2	可決 92.72
中村 哲朗	24,589	97	-	（注）2	可決 99.61
橘 浩二	24,580	106	-	（注）2	可決 99.57

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
該当事項はありません。

以 上